

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
実施機関等の名称	徳島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生日、9 許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態
記録範囲	銃刀法第 3 条第 2 項の規定による産業銃従事者、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 2 号の 2、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 5 号の 2 及び第 5 号の 3、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第10号の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第 4 条の 3 第 1 項に規定する認知機能監査を受けた者、第 5 条の 3 に規定する猟銃等講習会を受けた者、第 5 条の 3 の 2 に規定するクロスボウ講習会を受けた者、第 5 条の 5 第 1 項に規定する技能講習を受けた者、第 9 条の 3 第 1 項の規定より指定を受けた猟銃等射撃指導員、第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定より指定を受けたクロスボウ射撃指導員、第 9 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第 9 条の 6 第 2 項の規定により届出があった場合）、第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第 9 条の11第 2 項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第 8 条第 3 項の規定による抹消の申請又は第 9 条第 3

	項の規定による許可証の返納があった場合）、第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けた者、第9条の14第1項に規定する年少射撃資格講習会を受けた者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報	☒ 含まれる ☐ 含まれない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室	
	(所在地) 〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当する ☐ 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室 (所在地) 〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地の1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		